

土壌及び底質に含まれるダイオキシン類の簡易測定法

環境省



環境省では、今般、土壌及び底質に含まれるダイオキシン類の簡易測定法について各種用途における技術的適用可能性の検討を行うこととし、検討の対象となる生物検定法による測定方法の公募を行うこととしました。

ダイオキシン類の測定に係る現行公定法は、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて異性体の1つ1つを測定する測定方法であり、測定に要する費用が高額で時間がかかることなどから、ダイオキシン類対策を一層円滑かつ効果的に推進する上で、迅速で低廉ないわゆる簡易測定法の開発・導入が課題となっています。そのため、環境省では、廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の測定の一部に生物検定法による測定方法を導入しました。

簡易測定法の導入に当たっては、その技術開発状況を踏まえつつ、利点が十分発揮されるよう、導入の対象となる測定の目的、分野等を検討し、適用可能な分野等から段階的に導入を図ることが適当であること、汚染地の対策範囲の推定等のための測定のように、従来国がマニュアル等を作成して、一定の測定法を推奨している測定分野があるが、こうした分野においても、必要に応じて、今後は簡易測定法の活用に関し、国による評価、適用可能性の検討を行い、その成果をマニュアル等に積極的に反映させることが適当であること等が提言されています。

生物検定法以外の簡易測定法については、別途、環境省検討会において検討対象とする測定方法を選定し、今回の公募による測定方法と併せて、技術的適用可能性の検討を行う予定で、今回の検討の結果、適用可能と評価された測定方法について、マニュアル等に反映することなどにより、土壌、底質の測定への適用を進めていく予定です。

資料:2005年2月14日付 環境省ホームページ 報道発表資料

クロマト研究箇所 戸邊 真一

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

